

政策提言

## 野外教育を通じて子供の育ちを支える

～すべての子供が豊かな自然体験を享受できる社会を目指して～

令和4年7月

日本野外教育学会



## 日本野外教育学会による政策提言にあたって

日本野外教育学会は、野外教育を学際領域として位置づけ、「自然・人・体験」の3つのキーワードを柱として1997年に設立されました。折しも本学会の設立準備が進められている時期に、当時の文部省生涯学習局では、有識者による「青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議」が立ち上がり、同会議は「青少年の野外教育の充実について（報告）」を1996年にとりまとめました。この報告では、野外教育を「自然の中で組織的、計画的に、一定の教育目標を持って行われる自然体験活動の総称」と捉え、青少年の野外教育の現状や課題を整理するとともに、その充実に向けた方策が示されています。1996年は、中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」が答申され、これからの教育は子供の「生きる力」をはぐくむことが重要であるとし、体験活動の拡充が強調された年でもあります。この答申や「青少年の野外教育の充実について（報告）」をきっかけに、青少年の自然体験活動の充実に係る様々な施策が展開され、全国各地で数多くの取組みが実践されてきました。1990年代は、野外教育の重要性が広く認知され、野外教育が大きく進展した時期であったと言えます。

現在では、教育分野に限らず、福祉、医療、観光、環境など多様な分野で野外教育の手法が活用されるようになってきました。今後、日本野外教育学会としては、教育、福祉、医療、観光、環境といった各分野における野外教育の有効性等をこれまで以上に追求し、それらエビデンスを積極的に開示し、野外教育が社会に広く浸透・定着するよう努力していくことが極めて重要であると考えています。

こうした観点から野外教育に係る青少年教育施策を概観すると、2010年代に入ってから、中央教育審議会答申、教育再生実行会議の提言等で子供の頃の自然体験の必要性は指摘されているものの、具体的な野外教育関連施策は低迷しているように思われます。さらに、2020年以降は新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、集団での宿泊や食事を伴う青少年の自然体験活動の多くは中止を余儀なくされ、青少年の健やかな成長に資する自然体験活動の機会が失われています。こうした状況が、青少年の成長にどのような影響を及ぼすかは今後の研究成果が待たれるところですが、青少年の自然体験活動の機会減少について、本学会では大きな危惧を抱いております。

そこで、我が国の野外教育に関する学術団体である本学会が中心となり、野外教育のさらなる発展に向けて、国立青少年教育振興機構、自然体験活動推進協議会（CONE）、日本キャンプ協会といった各種団体と協力しながら、これまで蓄積された野外教育のエビデンスをもとに国に対して政策提言を行うこととしました。この政策提言は、本学会の企画委員会が中心となり学会員の意見等も取り入れ、1年をかけ本学会の総意として作成したものです。

2022年3月8日の末松信介文部科学大臣記者会見では、コロナ禍で縮小してしまった「リアルな体験」の機会を充実させることが重要であり、令和4年度を「体験活動推進元年」、令和6年度までの3年間を「体験活動推進重点改革3か年」と位置付けて取り組みを推進するという発言もありました。青少年の自然体験活動の充実が、強く求められていると認識しております。日本野外教育学会がとりまとめた本提言が、我が国の野外教育の進展に向け、今後の教育施策等に広く活用されることを願います。

2022年7月1日

日本野外教育学会会長 平野 吉直

## 政策提言

未来の社会を担うすべての子供たちが、社会的自立に向けて健やかに成長していくためには、体験活動は人づくりの原点であるとの認識の下、家庭・地域・学校が協働し、それぞれの場面で発達段階に応じた多様な体験を享受できる環境づくりを進めていく必要がある。

本学会では、すべての子供が誰一人取り残さされることなく豊かな自然体験を享受できる社会の実現を目指し、野外教育を通じて子供の育ちを支える施策の観点として、次のことを国に提言する。

- 提言1 子供の育ちや状況に応じた自然体験の普及・啓発 [家庭]
  - ・保護者に対する自然体験の普及・啓発
  - ・子供の成長に合わせて自然体験が行える環境づくり
  - ・困難を抱える子供への自然体験の機会の充実
  - ・自然体験活動事業の情報を集約・提供できるシステムの構築
- 提言2 自然体験活動事業の参加にかかる費用の負担軽減 [家庭]
  - ・自然体験活動事業を対象とした学校外教育バウチャー制度の創設
  - ・自然体験活動事業の参加にかかった費用の税額控除
- 提言3 地域学校協働活動における自然体験活動の充実 [地域]
  - ・地域学校協働活動推進員を対象にした講習会の実施・指導者の紹介
  - ・野外教育に携わる団体や施設の評価・認証の仕組みの構築
- 提言4 今の時代に相応しい青少年教育施設の在り方の検討 [地域]
  - ・住民のニーズに応えた青少年教育施設の在り方の検討
  - ・施設の長寿命化や改修、設備更新等に対する補助
  - ・青少年教育施設職員の野外教育に係る資格取得の推奨
  - ・外部との連携・協働体制の強化
- 提言5 社会的関心の高い専門分野に特化した野外教育プログラムの開発 [地域]
  - ・専門分野に特化した野外教育研修プログラムの実施
  - ・自然体験活動の充実に資するデジタル技術の活用方法の検討
- 提言6 学校の集団宿泊活動の質的向上と教員の負担軽減 [学校]
  - ・集団宿泊活動への財政支援の拡充
  - ・教科等の学習に関連付けた体験活動の推進
- 提言7 体験活動の理論と指導法を身につけた教員の養成 [学校]
  - ・教員養成課程における「体験活動の理論や指導法」に関する科目の導入
  - ・体験活動に関する教員研修の実施

# 目 次

日本野外教育学会による政策提言にあたって

## 政策提言

1. なぜ、今、野外教育が必要なのか . . . . . p 1
2. 野外教育とは何か . . . . . p 2
  - (1) 野外教育とは
  - (2) 国内外における野外教育の歴史と動向
3. 野外教育で育まれる子供の姿 . . . . . p 3
  - (1) 幼児
  - (2) 小学生
  - (3) 中学生
4. 家庭・地域・学校における野外教育の現状と課題 . . . . . p 4
  - (1) 家庭教育
  - (2) 社会教育
  - (3) 学校教育
5. 野外教育を通じて子供の育ちを支えるために . . . . . p 7
  - 提言 1 子供の育ちや状況に応じた自然体験の普及・啓発 [家庭]
  - 提言 2 自然体験活動事業の参加にかかる費用の負担軽減 [家庭]
  - 提言 3 地域学校協働活動における自然体験活動の充実 [地域]
  - 提言 4 今の時代に相応しい青少年教育施設の在り方の検討 [地域]
  - 提言 5 社会的関心の高い専門分野に特化した野外教育プログラムの開発 [地域]
  - 提言 6 学校の集団宿泊活動の質的向上と教員の負担軽減 [学校]
  - 提言 7 体験活動の理論と指導法を身につけた教員の養成 [学校]

## (巻末資料)

- 本提言書における用語の使い方
- 用語説明
- 引用・参考文献

## 1. なぜ、今、野外教育が必要なのか

社会の変化が激しく、将来の予測が困難といわれる今日、子供を取り巻く現下の状況を見ると、不登校や自殺が過去最多となり<sup>1)</sup>、児童虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラーが問題化するなど、子供の育ちをめぐる社会課題は深刻化している<sup>2)</sup>。さらに、コロナ禍が子供や家庭に負の影響を与え、それらの課題に拍車をかけているという指摘もある。

こうした状況のなか、未来の社会を担うすべての子供が、家庭の経済的・社会的環境に関わらず、多様な体験を通じて感性を豊かにし、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの大切さを実感しながら、これからの人生や社会の在り方を創造的に考えられるようにしていくことが重要といわれている<sup>3)</sup>。そのためには、体験活動は人づくりの原点であるとの認識の下、家庭・地域・学校が協働し、それぞれの場面で発達段階に応じた多様な体験を享受できる環境づくりを進めていく必要がある<sup>4)</sup>。なかでも、自然体験活動を教育手段とする野外教育は青少年の健全育成にとって極めて有効と考えられている<sup>5)</sup>。

野外教育の教育効果は、「自己成長」と「社会的人間関係」、そして「環境に対する行動と理解」に整理される。第15期中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）で「生きる力」の育成が示されて以降、公的機関や多くの研究者等によって、野外教育による子供の生きる力の教育効果が検証され、その有用性が示されてきた<sup>6)</sup>。また、不登校やひきこもり<sup>7)</sup>、ネット依存<sup>8)</sup>といった子供をめぐる社会課題についてもその課題解決の手段の一つとして野外教育が用いられており、野外教育を通じた子供・若者育成支援についても様々な研究がなされている<sup>9)</sup>。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて大きな役割が期待できる。ESD（持続可能な社会の創り手を育む教育）の推進が求められる今日、野外教育はESDへの理解や具体的行動を促す教育手法として有効な手段になる<sup>10)</sup>。また、SDGsにおける17の目標のうち、5つの目標本文にインクルーシブ（inclusive）という語が用いられているが、例えば、障害の有無や家庭環境の違い、宗教や言語の違いを包摂し、自然と人の多様性を尊重しながら互いに学び合うことは、教育機会の保証という観点からも野外教育が果たす役割は大きい。

このように、野外教育は現代の青少年の健全育成や社会課題の解決等において有効な手段となることが明らかになっている。一方、ここ数年で顕在化した社会課題から野外教育の意義について改めて述べる。

2020年以降、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の流行をきっかけに、子供の教育環境はICTを積極的に活用する方向へと大きな変換が図られた。また、Society5.0の実現や教育現場でのDX化が求められるなか<sup>11)</sup>、ICT教育の推進は今後益々加速化していくものとする。しかし、デジタルに偏重し、多用しすぎてしまうと、実体験が乏しいといわれる現代の子供たちの中には、現実（リアル）と仮想（バーチャル）との区別がつかなくなり、ネット依存以上の新たな社会的課題につながる懸念される。

野外教育の本質は直接体験であり、人と人、人と自然、人と社会が直接つながり、その関係性の中で様々な体験を通じて全人的成長を支えることが根幹にある。そのため、デジタル社会が広がる現代にこそ、リアルな体験に満ちた野外教育を「直接体験を補完する教育機会」と捉え、推進していくことが重要になると考える。

## 2. 野外教育とは何か

### (1) 野外教育とは

野外教育という用語は、「野外教育の父」と称される L.B.シャープが 1943 年に名付けた「Outdoor Education」の訳語であり、野外教育そのものには国内外ともに一義的な定義づけはなされていない。

現在、最も知られる野外教育の定義としては 1996 年に文部省(当時)に報告された『青少年の野外教育の充実について』(青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議)の解説文に示された「野外教育とは、自然の中で組織的、計画的に、一定の教育目標を持って行われる自然体験活動の総称である。」が引用されることが多い。

近年では日本野外教育学会内において野外教育を再定義する研究が進められており、ここでは「野外における直接体験を通じた学びを生起させる社会・文化・歴史的な営みで、自然を源泉とする。」<sup>12)</sup>とされている。

### (2) 国内外における野外教育の歴史と動向

アメリカでは、1800 年代後半から、学校、YMCA や YWCA、ボーイスカウトやガールスカウトなどの各団体、また教会におけるキャンプが行われるようになっていた。1930～40 年代になると、キャンプは効果的な教育方法の一つとして認知されるようになり、1970 年以降は環境教育と冒険教育を軸として発展していった。

またヨーロッパでは、1800 年代後半に起こった新教育運動の潮流を汲むようにして、イギリスのアボッツホルム・スクールやドイツの田園教育舎などが展開され、1941 年には冒険教育の礎となった OBS (アウトワード・バウンド・スクール) が設立された。

我が国の野外教育は、その源流を修験道に見出すことができる。明治期以降には学校や YMCA、ボーイスカウトなどにおいて、登山やキャンプまた林間学校などが実施されるようになった。その後、1970 年代以降になると、社会教育では国立少年自然の家をはじめとした公立の青少年教育施設が設置されるとともに、自然生活へのチャレンジ推進事業事業などが展開された。また学校においては自然教室推進事業や小学校長期自然体験活動支援プロジェクトなどが導入された。1990 年代には、民間の自然学校等により日本アウトドアネットワーク (JON) や自然体験活動推進協議会 (CONE) などが設立された。さらに 2000 年代になると、幼児教育や保育では森のようちえんや自然保育などが普及してきたのをはじめ、学校教育では「生きる力」の育成や「総合的な学習の時間」さらに「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の推進など、これらの動向と親和性のある野外教育に関心が集まっている。直近では、たびたび必要性が示されるようになった SDGs への取り組みにおいても野外教育は有効な手段であると考えられている。

### 3. 野外教育で育まれる子供の姿

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月）では、「体験活動の充実」による「生きる力」の育成が各種学校の学習指導要領改善案の一つとして提言され、体験活動の重要性がより一層明確にされた。さらに同答申では、子供たちの発達段階に応じた体験活動の充実の必要性と指摘し、小学校では自然の中での集団宿泊活動を重点的に推進することが示された。「子供たちの社会性や豊かな人間性をはぐくむ」ため、発達段階に応じて必要な自然体験活動の推進が求められるなか、野外教育で育まれる子供の姿としては以下のことが挙げられる。

#### (1) 幼児

幼児期の野外教育では、直接自然に触れる中で、様々な気づきや発見することを通して興味や関心等の豊かな感性が育まれる。また、自然環境は画一的な素材ではなく、唯一無二の素材であり様々な刺激を受け、身体感覚を巧みに諸感覚の発達を促進しながら脳や神経系の発達にとっても効果的である。さらに、生物の命に触れることや自然の大きさや美しさ、不思議さなどに触れ感動するような体験は、自然に対する畏敬の念、親しみ、愛情等を育む重要な機会である<sup>13)</sup>。

幼児期は、自ら身近な環境に積極的・主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、試行錯誤したり、考えたりすることで多角的に学びを深め豊かに成長する時期である。そして、自然と対峙し喜怒哀楽の感情を表出しながら、他者や自己の存在をも認識し人格形成の基盤を構築していく重要な時期である。

#### (2) 小学生

小学生の野外教育では、自然理解、自信と自己効力感、自己肯定感の根幹が育まれる。10歳前後には発達の質的变化があり、野外での集団宿泊活動の効果が見えやすくなる<sup>14)</sup>。この時期には、自然の仕組みを抽象的に捉える力や、他者の考えを理解し共に行動する力などが飛躍的に伸びる。一方で、客観的に自己を捉える力も伸び、他者との比較で自己肯定感が影響される。自分の力でやり遂げる体験は、自信や自己効力感の源泉となる。また、指導者や仲間を受け容れられ、素朴な野外遊びに全身で没入し、自然の美しさや不思議さに心を動かす体験は、自己受容の源泉となり、自己肯定感と心のしなやかさを支える。

#### (3) 中学生

中学生の野外教育は、自分自身や、自分と自分を取り巻く周囲との関係を捉え直す機会となる。この時期、身体の急激な成長、思考の深まり、人間関係の複雑化など様々な発達の变化に直面する。例えば思考の深まりは、自分や他人に対する客観的な評価を可能にし、結果、自尊感情の低下や対人関係のトラブルなどの不安定さを引き起こすことがわかっている。普段の生活を離れ、人の力ではコントロールできない自然の中で、創意工夫して事態に対処することや、他者と協力しながら何かに取り組むことは、これまで培ってきた自身の体験のやり直しのみならず、新しい自分を試すことでもある。こうした体験を通して、不安定な時期を上手に乗り越えていく力が身につくと考えられる<sup>15)</sup>。



## 4. 家庭・地域・学校における野外教育の現状と課題

### (1) 家庭教育

#### (保護者世代の自然体験不足)

最近では、子供だけでなく、保護者自身も子供の頃に自然体験をした経験が少ない世代になってきている。そのため、自然の中で遊ぶ楽しさや素晴らしさを知らなかったり、自然の中で子どもと一緒にどう遊んだらいいのか分からないといった保護者が増えてきていると指摘する声もある。保護者世代の自然体験が不足しているということは、「体験によって学ぶ」ことの意義や大切さを経験的に理解できていないことを意味している。

青少年の自然体験活動の場づくりの支援は国や自治体の様々な施策を通じて既に数多く行われているが、子供の野外教育の充実を図るためには、そうした活動の場や機会への関心を高め、理解を促す取組が必要となる。現在、民間の自然学校では、保護者向けのニュースレターを作成したり、保護者の体験機会を創出したりしながら、体験活動の良さや意義を伝えるようにしている。しかし、こうした取組を民間だけで行うには限界がある。

そのため、今後は、国等が先導してより積極的に保護者に対する自然体験の普及・啓発を行うとともに、すべての子どもが誰一人取り残さされることなく豊かな自然体験を享受できる社会の実現を目指し、社会的気運の醸成を図っていくことが必要になる。

#### (すべての子供に自然体験活動を)

最近では、幼い頃の自然体験の少なさからか、公的機関や民間団体等が行う自然体験活動事業に関心を示さない小学生が少なからずいることが明らかになっている<sup>16)</sup>。このことから、野外教育を通じて子どもの育ちを支えるためには、自然体験活動に対する子どもの興味・関心を高める環境づくりを行っていく必要がある。

また、子供たちの多様性に応えられるのが野外教育である。障害のある子供たちの野外教育については、我が国では半世紀以上の取り組みの歴史があり、不登校、非行、貧困、多文化共生、一人親世帯など、時代に対応した取り組みが行われてきた実績もある。これまでの野外教育実践の蓄積を生かし、すべての子供たちが自然体験活動に参加できる権利を保障するインクルーシブな社会がより一層必要とされる時代となっている。

しかし、困難を抱える子供の多くは、子供の頃に行われる様々な体験の機会が不足しているといわれており、その最たるものの一つとして自然体験活動が挙げられる。現在、困難を抱える子供の自己肯定感や自己有用感の向上、ウェルビーイングの実現が重要な社会課題として注目されるなか、その支援策の一つとして多様な体験活動の機会づくりが求められている。自然体験における新しい体験や新しい出会いは、困難を抱える子供の自信や意欲を向上させ、対人関係が広がるきっかけになると考える。

こうした状況を踏まえ、今後、子供の野外教育の充実を図るためには、子供が自然体験に対して興味や関心をもつようになる環境づくりや、保護者や子供がいつでも手軽に自然体験活動の情報にアクセスできる仕組みづくりが必要になると考える。また、子供の貧困対策が課題となるなか、誰もが自分の興味や関心にあったプログラムに参加できるよう、自然体験活動に参加するための費用の負担軽減に関する施策も必要である。

## (2) 社会教育

### (地域学校協働活動における自然体験活動の充実を)

各自治体では、地域と学校の連携・協働体制を構築するために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域における学習支援や体験活動等の取組の支援を行っている。子供の自然体験活動を推進し、保護者の理解を深めていくには、地域学校協働活動の一つとして自然体験活動の充実を目指すことは有効な手段になると考える。

しかし、地域学校協働活動で自然体験活動が行われている割合は高くないことから<sup>17)</sup>、今後は地域学校協働活動において自然体験活動の充実を図るための方法や仕組みづくりについて検討していく必要がある。

### (青少年教育施設が今の時代に相応しいものになっているか)

現在、自然の家、青年の家といわれる青少年教育施設は全国に371施設ある<sup>18)</sup>。青少年教育施設は昭和40年代から50年代に設置された施設が多いことから、近年は耐震化や老朽化が課題となり、閉鎖される施設も多くなってきている。しかし、青少年の体験活動等を目的に公共施設がここまで整備されているのは世界的にも珍しく、青少年教育施設は我が国の誇るべき教育環境の一つといえる。また、日本の野外教育の普及・振興において青少年教育施設が果たしてきた役割は大きく、青少年の健全育成の場としての重要性は今も変わることはない。

青少年教育施設は、主に学校や青少年団体等の宿泊研修での利用を目的に作られたことから、施設・設備の構造だけでなく、利用規則等もそれを前提に作られている。しかし、近年の少子化等の影響により、今はどの施設も利用促進が大きな課題になっており、施設によっては対象を幼児まで広げたり、家族・グループの利用を促進したりしているところも多い。そのため、最近では施設・設備の老朽化や旧式化が課題になるだけでなく、施設・設備の構造上、幼児の背丈に合っていなかったり、家族・グループにとっては宿泊室が使いづらかったりする施設も少なくない。また、施設によっては、家族利用であっても、朝・夕のつどいや団体代表者の打ち合わせへの参加が求められたり、退所点検の時間が決まっていたりするなど、施設での生活や活動に不便さを感じるところもあるなど、利用者のニーズとのミスマッチもみられるようになってきている。またバリアフリーの観点からも、整備が遅れている施設も散見される。

青少年の自然体験活動の推進が求められる今日、施設の設置数や定員、設備、宿泊室の様式、バリアフリー化、安全管理、指導者(施設職員のスキル)、プログラムといった観点から、今の時代に相応しい青少年教育施設はどうあるべきかを考え、その改善・充実に取り組む必要があると考える。

### (3) 学校教育

#### (集団宿泊活動への支援を)

保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡等によって、子供の体験の機会にも格差が生じているとの指摘があるなか、学校の集団宿泊活動はすべての子供に豊かな体験の機会を等しく提供できる貴重な機会となる。

集団宿泊活動は、よりよい人間関係の形成やいじめの未然防止、自己肯定感の向上など様々な教育効果が期待されていることから、学校の実態や児童の発達段階を考慮しつつ、一定期間（例えば5日間程度）にわたって行うことが望まれている<sup>19)</sup>。しかし、小学校での実施状況をみると、ほぼすべての学校で集団宿泊活動が実施されているものの、その半数以上は1泊2日での実施となっている<sup>20)</sup>。

集団宿泊活動の実施期間を延ばすことは、児童生徒の身体的な負担や授業時数の確保だけでなく、保護者の経済的な負担の増加といった課題もあり、各学校にとって容易なことではない。また、集団宿泊活動の実施に当たり、教職員以外の引率者や指導者がいる学校は3割にも満たず、多くの学校では企画から引率・指導までのすべてを教職員だけで行っているのが現状である<sup>21)</sup>。近年、教員の働き方改革が求められるなか、集団宿泊活動の実施に係る教員の負担をいかに軽減するのかについても検討していなければならない。

すべての子供に体験の機会を保障するうえで、学校の集団宿泊活動は欠かすことのできない重要な機会である。そのため、今後、学校の集団宿泊活動の充実を図るためには、実施に係る様々な課題を解決するための支援方策について検討する必要がある。

#### (教科等に関連付けた体験活動の推進を)

集団宿泊活動を行う際は、より効果的な活動とするために各教科の年間計画と関連を図り、学びを深いものにすることが大切である。そうすることで、体験活動をきっかけに各教科等の学習について関心や意欲が高まったり、次の学習において理解の一助につながったりすると考えられる。また、教科等で学んだことが体験活動の中で実践的に活用されることで、生きて働く学力として定着していくことも期待される。平成30年度「全国学力・学習状況調査」の分析によると、理科の指導において科学的な体験や自然体験をする授業をよく行った学校は、そうでない学校に比べて教科の平均正答率が高い傾向がみられている<sup>20)</sup>。

小学校学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一つとして「各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること」を挙げている<sup>22)</sup>。そこで、全国の国公立青少年教育施設では、学校教育における体験活動の支援として、教科等に関連付けた体験活動プログラムを開発し、実施しているが、公立施設の実施率は7割弱に留まっているのが現状である<sup>23)</sup>。そのため、今後、教科等に関連付けた体験活動を推進していくためには、学校教育や社会教育において、それぞれどのような取組や支援、連携が必要になるのかを検討していくことが課題になると考える。

## 5. 野外教育を通じてすべての子供の育ちを支えるために

未来の社会を担う子供たちが、社会的自立に向けて健やかに成長していくためには、家庭・地域・学校において発達段階に応じた多様な体験を意図的・計画的に創出し、子供の成長を支える環境づくりを進めていくことが大切である。

本学会では、すべての子供が誰一人取り残されることなく豊かな自然体験を享受できる社会の実現を目指し、野外教育を通じて子供の育ちを支える施策の観点として、次のことを国に提言する。

### **提言1** 子供の育ちや状況に応じた自然体験の普及・啓発〔家庭〕

#### **（保護者に対する自然体験の普及・啓発）**

保護者自身が子供の頃に自然体験をした経験が少ない世代になってきていることから、「体験によって学ぶ」ことの意義や大切さを経験的に理解できていない保護者も多くなっているのではないかと危惧される。

そこで、幼少期の子供をもつ保護者に対し、子供の頃に自然体験をすることの大切さや野外教育の効果を周知するとともに、子供と一緒に自然を楽しむ方法や子供との関わり方についてリーフレットを作成して分かりやすく伝えるなど、自然体験活動に対する保護者の理解を深めていくことが必要である。

#### **（子供の成長に合わせて自然体験が行える環境づくり）**

自然体験活動に対する子供の興味・関心を高めるためには、例えば、幼い頃は家族と一緒に身近な自然に親しみながら年齢とともに大自然へと活動の幅を広げていき、小学校高学年ぐらいからは同年代の仲間とともに自然の中で共同生活を楽しむようになるなど、子供の成長に合わせて自然体験を行う環境づくりや社会的気運の醸成を図ることが必要になると考える。

既に多くの施設・団体では、幼児から大学生まで幅広い年齢層に対し、様々な自然体験活動事業を提供しているが、それらは、成長という連続的な視点の下、プログラムの関係性を考慮して提供されているわけではない。そこで、子供の育ちに応じた自然体験の在り方を改めて検討し、関係者で共通理解を図りながら、子供の成長に合わせて自然体験が行える環境を整えていくことが必要である。

#### **（困難を抱える子供の自然体験活動の充実と共通理解の促進）**

不登校、非行、貧困、障害のある子供など、青少年の社会的課題に対応した自然体験活動の推進はこれまでも求められてきたが、今後も困難を抱える子供の支援等を目的とした自然体験活動の充実を図ることは重要な課題である。

しかし、困難を抱える子供たちが必要な体験をできる環境を整えていくためには、自然体験活動を推進するだけでなく、教育や福祉の関係者等が一堂に会し、それぞれの課題ごとに自然体験活動等を通じた支援の意義や在り方等について協議し、その理解を深め、共通認識を図っていく機会をもつことも必要である。

### (自然体験活動事業の情報を集約・提供できるシステムの構築)

子供が自然体験活動事業に参加しなかった理由をみると、「時間的負担が大きい」「団体や行事があることを知らない」という保護者の声もある<sup>16)</sup>。自分の子供を公的機関や民間団体等が行う自然体験活動事業に参加させようと思うと、多くの場合、各団体や施設等のホームページに一つ一つアクセスし、参加できそうなプログラムを自分で探さなければならないことになる。そのため、こうした情報を調べようとしても、手軽に調べられる手段がないのが実情である。

自然体験活動に対する保護者の理解を深め、子供の自然体験活動を推進していくためには、保護者や子供がいつでも手軽に自然体験活動の情報にアクセスできる環境を用意し、それを周知していくことが必要である。そこで、官民が協働し、子供を対象とした自然体験活動事業の情報を集約・提供できるシステムを構築することも、豊かな体験を享受できる社会の実現に向けた課題の一つになると考える。その際、青少年教育団体や施設の活動だけでなく、企業が社会貢献として行っている自然体験活動についても取り入れていくことが肝要である。

これまで青少年の自然体験活動の場や機会は主に青少年教育団体や施設によって提供されてきた。しかし、地域の教育力の低下が課題となるなか、本業で培ったノウハウを生かし、社会貢献として自然体験活動を行う企業の存在は、これからの自然体験活動の推進において重要な役割を担うと考える。

## 提言2 自然体験活動事業の参加にかかる費用の負担軽減 [家庭]

### (自然体験活動事業を対象とした学校外教育バウチャー制度の創設)

子供の貧困が課題となるなか、貧困対策を目的とした自然体験活動事業に対する助成は既に数多く行われている。しかし、そうした事業の場合、生活困窮家庭の子供は助成を受けた事業にしか参加できないことが多く、自分の興味にあったプログラムを選び、参加するということができない状況にある。

誰もが自分の興味や関心にあったプログラムに参加できる環境を作ることは、子供の権利（生命、生存及び発達に対する権利等）を守るうえでも重要な課題となる。そこで、この課題を解決する方法の一つとして、自然体験活動事業を対象とした学校外教育バウチャー制度の創設が挙げられると考えている。

学校外教育バウチャーとは、家庭の経済的な理由で学校外教育を受けられない子供に対し、塾や習い事といった放課後の学習や体験の機会に利用できるクーポンを提供することで、学校外における教育機会の均等化を図ることを目的とする制度である。

近年、クーポンを用いた学校外教育支援事業を導入する自治体は広がりつつあることから<sup>24)</sup>、そうした事例を参考にしつつ、自然体験活動事業を対象とした全国規模の学校外教育バウチャー制度を創設することで、誰もが自分が望むプログラムに参加できる環境を作っていくことができると考える。

### (自然体験活動事業の参加にかかった費用の税額控除)

我が国は、諸外国に比べ、教育のための費用を各家庭が多く負担しているといわれている。家庭によっては習いごとや塾など学校外教育費の支出も相当あると考えられており、

家庭の経済状況による体験格差の問題も指摘されている。誰一人取り残さないという視点に立ち、子供の自然体験活動を推進していくためには、生活困窮家庭に限らず、各家庭の教育費の負担軽減についても検討していかなければならない。

アメリカには、“Child and Dependent Care Credit” という制度がある。これは、例えば、両親が共働きの家庭の子供がサマーキャンプに参加した場合、それにかかった費用を一定額控除できるといった税制による子育て支援策である。

我が国でも、子供・子育て支援法等の制定により、子供・子育て支援制度の充実が図られているところである。そこで、子育て支援策の一つとして、民間団体や企業等が行う自然体験活動事業に子供が参加した場合、それにかかった費用（参加費、交通費等）を税額控除の対象にするなど、家庭の教育費の負担軽減に資する税制措置の導入についても検討されることが望まれる。

### **提言3** 地域学校協働活動における自然体験活動の充実〔地域〕

#### **（地域学校協働活動推進員を対象にした講習会の実施・指導者の紹介）**

地域学校協働活動において自然体験活動の充実を図る方法としては、例えば、地域学校協働活動推進員を対象に「自然体験活動に関する講習会」を実施し、自然体験活動の意義や効果等について理解を深めてもらう機会を設けることなどが考えられる。その他にも、自然体験活動の実施を考えている地域学校協働本部に自然体験活動指導者（NEAL）を紹介したり、地域で活動する自然体験活動指導者が地域学校協働推進員として参画したりすることも一つの方法として考えられる。

自然体験活動指導者（NEAL）とは、家庭、地域、学校のあらゆる場で自然体験活動の機会を提供するため、国立青少年教育振興機構と自然体験活動推進協議会（CONE）が官民協働で創設したナショナルスタンダードの指導者養成制度である。現在、NEALの養成を行っている団体は100団体ほどあり、全国各地で指導者養成が行われているが、養成した指導者の活動の場の確保が課題になっている。そのため、地域学校協働活動において自然体験活動の推進を図ることは、NEALの活躍の機会の拡充にもつながることが期待される。

#### **（野外教育に携わる団体や施設の評価・認証の仕組みの構築）**

自然体験活動を実施する際、連携先や協力者を探す時に課題になるのが、安心して任せられる相手を見つける方法である。大抵の場合、知人の紹介など人伝に頼ることが多いが、そうした伝手がない場合、連携先や協力者が見つからないということも少なくない。

より良い連携先や協力者を見つけやすい環境を作るためには、地域で活躍する青少年団体や施設を認証したり、先進的な取組を行っているところを表彰したりするなど、第三者の立場から野外教育に携わる団体や施設、企業等を評価・認証し、社会的信用が得られる仕組みを設けることが必要になる。

こうした認証・評価の仕組みはアメリカが先行しており、America Camp Association (ACA)や Association for Experiential Education (AEE) は、キャンプや冒険プログラム等を対象とした認定制度を設けている。日本でも、団体や指導者を表彰する仕組みとして、国では「青少年の体験活動推進企業表彰」、民間団体では「JAPAN OUTDOOR LEADERS AWARD」が既に行われている。また、かつては、民間スポーツ団体の実施する指導者養成

事業を文部省が認定し、指導者の資質を保証するシステムとして文部大臣認定「社会体育指導者の知識・技能審査事業」（文部大臣認定制度）も行われていた。

このような既存の仕組み等を参考にしつつ、官民学が協働し、野外教育に携わる団体や施設を評価・認証する仕組みを新たに設けることで、地域の野外教育の充実・振興だけでなく、地域の教育力強化のための仕組みづくりにも大きく寄与するものとする。また、こうした社会的信用が得られる仕組みは、補助金や助成金の申請基準や前述の学校外教育バウチャー制度や税制優遇の対象となる団体等の基準としても活用できると考える。

#### **提言 4** 今の時代に相応しい青少年教育施設の在り方の検討 [地域]

##### **(住民のニーズに応えた青少年教育施設の在り方の検討)**

近年はアウトドアブームといわれるように、自然体験に対する住民のニーズは高まっており、青少年教育施設にとっては追い風の状況にある。しかし、そうしたニーズを捉えきれていないのが現状である。

公共施設として住民のニーズに応えるためにも、今の時代に相応しい青少年教育施設の在り方について検討し、施設の利用促進や利便性の向上等につながる利用規則等の改善、施設・設備の改修・充実を図っていくことが求められる。

##### **(施設の長寿命化や改修、設備更新等に対する補助)**

多くの自治体では、青少年教育施設の老朽化を課題に感じていながらも、財政的な問題から新築・改築、大規模改修等に踏み切ることができず、「小破修繕」で現状を維持しながら施設の運営を行っている。また、今の時代に相応しい施設の在り方を考えた場合、施設の改築だけでなく、冷暖房設備や Wi-Fi の整備、バリアフリー化など、利便性の向上に資する設備の改修や更新も必要になる。

こうした状況を踏まえ、全国都道府県教育委員会連合会は、青少年教育施設の持続的な運営に資する補助制度の創設（公立社会教育施設整備費補助事業の復活、学校施設環境改善交付金の対象施設に加える等）を国に求めていく必要があると指摘している<sup>23)</sup>。

国の財政状況が厳しいなか、施設の改修や設備更新等の補助事業を新たに設けることは難しいかもしれない。しかし、地震や台風といった自然災害の多い我が国において、青少年教育施設は地域の防災拠点としての役割も果たすことから、施設の多様な機能性や活用方法を考慮し、施設の長寿命化や改修、設備更新等に対する補助が行われることが望まれる。

##### **(青少年教育施設職員の野外教育に係る資格取得の推奨)**

「施設は人なり」といわれるように、青少年教育施設の運営の良し悪しは職員の質が大きく影響する。そのため、質の高い体験や利用者サービスを提供していくためには、職員一人一人の資質・能力を高めることは不可欠である。

そこで、施設の指導系職員には、社会教育主事（社会教育士）をはじめ、自然体験活動の指導や安全管理・ファーストエイドといった野外教育に係る資格の取得を推奨するとともに、新規職員の採用の選考基準の一つに取り入れるといったことが期待される。

また、公立青少年教育施設の指定管理者制度の導入率が4割を超えるなか<sup>18)</sup>、今後、指定管理者の選定に当たっては、野外教育に係る資格を取得した職員が一定数いることを条件にするといったことも望まれる。

### (外部との連携・協働体制の強化)

青少年教育施設は、地域の自然体験活動を推進する社会的な仕組みづくりにおいて、学校・家庭・民間団体・民間企業等をつなぐネットワークの基幹的な役割を果たしており、施設がより良い運営を行っていくためには地域との連携・協働は欠かすことができない。しかし、地域の各種施設や団体と連携している青少年教育施設は 65%に留まっており、その多くが共催事業等の実施、施設や物品・設備等の貸し借りなどとなっている<sup>25)</sup>。

今後の青少年教育施設の在り方を検討するに当たっては、自然体験活動の指導や主催事業の実施の際に地域で活動する民間団体等を積極的に活用したり、施設の管理運営の評価や事業効果の検証を行う際には野外教育に関わる有識者や学識経験者が関わるようにしたりするなど、外部との多様な連携・協働体制の在り方を模索し、その強化を図る方法について検討していく必要があると考える。

## 提言5 社会的関心の高い専門分野に特化した野外教育プログラムの開発 [地域]

### (専門分野に特化した野外教育研修プログラムの実施)

野外教育の質を高め、多様なプログラムを子供たちに提供していくためには、専門的な指導力を身につけた指導者を養成していかなければならない。

近年、子供の育ちを巡っては様々な課題が山積するなか、野外教育を通じてそれらの解決を目指すのであれば、教育分野に限らず、福祉や医療、情報、環境といった幅広い視点から専門的な知識や技能を学び、多様な社会的ニーズに応えられる野外教育指導者を育成していくことが課題となる。例えば、長野県では信州大学と共同し、「インクルーシブ野外活動指導員養成講座」等を開講し、障害の有無に関わらず自然を享受できるよう、専門的な指導者養成を行っている<sup>26)</sup>。

このように、従来の野外教育の指導者養成や研修プログラムに加え、SDG'sやESD、安全教育、防災教育、ICT、スペシャルニーズ(不登校・ひきこもり、ネット依存、障害等)、男女共同参画、教科等と連携した体験活動(学力向上)、幼児教育など、社会的に関心の高い専門分野に特化した野外教育研修プログラムを開発し、実施していくことが求められる。

### (自然体験活動の充実に資するデジタル技術の活用方法の検討)

新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、オンライン体験プログラムの提供や動画配信など、デジタル技術を取り入れた自然体験活動を始めた団体が増え、新しい体験活動の在り方を考えるきっかけにつながった。

デジタル技術を取り入れることで、活動時間が増える、質の高い経験ができるなど、自然体験活動の充実につながることが大切になる。しかし、それによって、体験活動の本質(人と人、人と自然、人と社会が直接つながり、その関係性の中で様々な体験を通じて全人的成長を支えることなど)が損なわれたり、体験活動の教育的価値の低下につながらないように留意しなければならない。

society5.0の実現やGIGAスクール構想の推進が求められるなか、「デジタル」と「リアル」の最適な組合せという観点から、自然体験活動の質や教育効果を高めるための手段として、デジタル技術の活用方法を様々な実践事例を踏まえながら検討していく必要があると考える。



## 提言 6 学校の集団宿泊活動の質的向上と教員の負担軽減 [学校]

### (集団宿泊活動への財政支援の拡充)

教員の働き方改革が求められるなか、集団宿泊活動の実施において教員の負担軽減を図るためには、体験活動の指導や生活指導の補助を行う外部の引率者や指導者を確保することが必要となる。また、自然体験活動など専門的な指導力を要する活動の指導については、外部の団体や指導者に委託することで、教員の負担軽減が図れるだけでなく、質の高い体験活動を児童・生徒に経験させることもできる。

引率や指導を補助する人材の確保や体験活動の指導の外部委託には、相応の予算が必要になる。しかし、教育委員会等から経費的補助がない場合、その費用のすべてを児童・生徒の負担で賄わなければならない。現在、2泊3日以上宿泊体験活動の実施を推進するため、国による財政支援（健全育成のための体験活動推進事業）が行われているが、令和4年度の対象校数（小学校、中学校、高等学校等）をみると322校となっており、全国の学校の1%にも満たない状況である。

集団宿泊活動の実施期間を延ばすことは、児童生徒の身体的な負担や授業時数の確保だけでなく、保護者の経済的な負担の増加といった課題もあり、各学校にとって容易なことではない。しかし、一定期間の集団宿泊活動の計画・実施に当たり必要な支援として「児童生徒の交通費や宿泊費等の経費補助」を挙げる学校が多いことから<sup>21)</sup>、現行の集団宿泊活動への財政支援が拡充されれば、児童生徒の交通費や宿泊費、指導者の確保や外部委託の費用に充てることができ、教員の負担軽減や集団宿泊活動の質的向上を図ることができると考える。

### (教科等の学習に関連付けた体験活動の推進)

小学校の集団宿泊活動で関連付けた教科等をみると、特別活動や総合的な学習の時間に関連付けた割合は6~7割程度となっている一方で、理科や社会、体育といった教科の割合は2~3割程度となっているのが現状である<sup>21)</sup>。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一つとして、各教科等の特質に応じた体験活動の実施が求められるなか、今後は、学校と青少年教育施設等が協働して教科等に関連付けた体験活動プログラムの開発に取り組み、実践を重ねることで、そのノウハウを蓄積していくことが求められる。

その際、主体的・対話的で深い学び、カリキュラムマネジメント、GIGAスクール構想といった学校教育で重視される事柄を考慮し、その解決や充実に資する視点をもつことが大切になる。また、集団宿泊活動において教科等の学習に関連付けた体験活動の推進を図るには、蓄積された実践事例やノウハウを学校間や青少年教育施設間で共有する機会や場を設けることも必要になる。

## 提言7 体験活動の理論と指導法を身につけた教員の養成 [学校]

### (教員養成課程における「体験活動の理論や指導法」に関する科目の導入)

教員には、教科等の学習指導において体験活動をうまく取り入れ、それを適切に指導できる知識や能力が求められている。しかし、現行の教育職員免許法施行規則には「体験活動の指導法」に関する規定がないため、教員養成課程において体験活動の理論や指導法を学べるかどうかは、教員養成大学のカリキュラムによるところが大きい。

現在、学校教育では「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業の実現を目指し、各教科等における習得・活用・探究という学びの過程が重視されている。この学びの過程は体験学習法の理念と類するものであり、今後、体験活動を通じて教科等の学習を行い、「主体的・対話的で深い学び」を実践していくには、体験活動に関する理論や指導法を修得しておくことが必要になる。

そこで、教員養成課程で体験活動の理論と指導法について学べるよう、教育職員免許法施行規則の教科及び教職に関する科目に、体験活動の理論や指導法に関する科目が加えられることが望まれる。

### (体験活動に関する教員研修の実施)

教科等の学習に関連付けた体験活動の推進を図るためには、現職教員も体験活動に関する理論や指導法を学び、その指導力を高めることが大切である。現職教員が体験活動に関する理論や指導法を学ぶには、青少年団体や青少年教育施設等が実施する野外教育研修プログラム（例えば、自然体験活動指導者養成講習（NEAL）等）に参加することなどが考えられるが、それを求めることによって教員の負担が増加してしまうことが懸念される。

そこで、初任者研修や10年経験者研修といった既存の法定研修の内容の一つに自然体験活動に関する講習を取り入れたり、社会体験研修として青少年教育施設で研修を行ったことで、負担が少なく研修を行うことができるのではないかと考える。

また、全国にある国立青少年教育施設では、施設が所在する近隣の県等教育委員会と人事交流を行っている。こうした派遣人事も現職教員が現場で体験活動の指導力を身につける良い機会になることから、積極的に活用されることが期待される。

野外教育を通じて子供の育ちを支えるために必要な施策について提言したが、すべての子供が誰一人取り残されることなく豊かな自然体験を享受できる社会の実現を目指すためには、官民学が一堂に会し、子供を取り巻く状況等を分析するとともに、今後の課題を共有したり、その解決策を協議したりする場や機会を持つことが大切である。

子供の野外教育に対する社会的気運の醸成を図るためにも、国が主体となり、そうした場や機会が作られることを期待している。

## 巻末資料

### <本提言書における用語の使い方>

「自然体験」とは、自然と直に触れ合ったり遊んだりする体験を指す。この「自然体験」を教材あるいは手段として用いる場合は「自然体験活動」と表記する。またさらに、自然や人、社会と直接的に関わる教育的諸活動を広く「体験活動」として示した。

「野外教育」は、自然環境（教育の場）の中で、「自然体験活動」（教材）を用いて、それらの活動を直接的に体験する（教育方法）ことによる教育として本提言書で用いる。

### <用語説明>

野外教育に関連し、国内では関連用語が複数存在するため、以下にその概要をまとめる。

#### ○ 野外活動

1961年に制定されたスポーツ振興法において「野外活動」という語が用いられ、比較的古くから広く使われる用語である。同法の中ではキャンプ、サイクリング、ホステリング、登山、遠泳、スキー、スケートなどが具体的な野外活動として挙げられており、身体運動としてスポーツの一部として扱われている。これらは戦後、YMCAやYWCA、ボーイスカウトやガールスカウト、キャンプ協会やレクリエーション協会、そして学校における林間学校や臨海学校またスキー教室などで広く実践された。

#### ○ 自然体験活動

1996年、青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議から文部省（当時）に提出された『青少年の野外教育の充実について』では、自然体験活動を「自然の中で、自然を活用して行われる活動であり、具体的には、キャンプ、ハイキング、スキー、カヌーといった野外活動、動植物や星の観察といった、自然・環境学習活動、自然物を使った工作や自然の中での音楽会といった文化・芸術活動などを含んだ総合的な活動である。」<sup>5)</sup>としている。

#### ○ 体験活動

学校教育法第31条で、「児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動」として示されるように、中央教育審議会「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成25年1月）では、「体験活動とは、生活・文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動の3つに大きく分類され、子供が、直接自然や人・社会などとかかわる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。」と説明される<sup>4)</sup>。現在、文部科学省をはじめ、国立青少年教育振興機構などでは、青少年の体験活動を推進する各種事業が展開されている。

#### ○ 冒険教育

冒険教育には一義的な定義づけがされていないものの、『野外教育の理論と実践』によると、「冒険教育とは、主に自然環境を活用し、冒険の要素を特定の教育目的をもって体験学習として組織的に行う活動である」と示されている<sup>27)</sup>。また、国内に冒険教育を導入した元日本野外教育学会会長である飯田稔氏は、「自然の中で、さまざまな困難やストレスをと

もなう活動を与え、それらを克服することによって感動や達成感を経験するとともに、自己に対する意識を向上させ、人間形成を図ることを目的としている」<sup>28)</sup>と説明している。

## ○ 環境教育

環境教育に関する世界初の法律となったアメリカの環境教育法では、「環境についておよび人間と環境との関係についての理解と認識、人間の生活の質を向上させるために必要な責任ある行動と重要性の理解と認識を市民に奨励する取り組み」(1970)とされる。

一方、自然保護教育や公害教育に端を発する国内の環境教育は、1991年の『環境教育指導資料(中学校・高等学校編)』では、「環境や環境問題に関心・知識を持ち、人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識の上に立って(中略)より良い環境の創造活動に主体的に参加し環境への責任ある行動がとれる態度を育成する」ことが環境教育の目的であると示されている<sup>29)</sup>。

## <参考文献>

- 1) 文部科学省(2021)「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」、pp14-25.
- 2) 子ども・若者育成支援推進本部(2021)「子供・若者育成支援推進大綱～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～」、pp1-11.
- 3) 中央教育審議会(2016)「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申)、p7.
- 4) 中央教育審議会(2013)「今後の青少年の体験活動の推進について」(答申).
- 5) 青少年の野外教育の振興に関する調査研究者会議(1996)「青少年の野外教育の充実について」(報告).
- 6) 野外教育による子供の生きる力の教育効果を検証した主な研究:橋直隆ら(2003)「長期キャンプが小中学生の生きる力に及ぼす影響」、中川ももら(2005)「長期・短期キャンプが小中学生の生きる力に及ぼす効果」、青木ら(2005)「水辺活動におけるウォーターワイズが児童の生きる力に及ぼす効果」、矢野正(2007)「5泊6日間の臨海学校が児童の生きる力に及ぼす影響」、比屋根哲ら(2009)「定期的な野外活動が子どもの「生きる力」に及ぼす影響」、山川晃(2019)「自然体験活動が参加者の「生きる力」に与える影響—メタ分析による検討—」等.
- 7) 子ども・若者育成支援推進点検・評価会議第1部会(第7回)資料「独立行政法人国立青少年教育振興機構における不登校・ひきこもり・ニートの青少年の支援事業」(2012年12月25日).
- 8) 文部科学省「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業」実施運営マニュアル事例集(国立青少年教育振興機構「ネット依存対策キャンプ実施運営マニュアル～企画・立案を中心として～」、静岡県教育委員会「つながりキャンプ～ネットをちょっと一休み新しい自分を探しに～」、兵庫県青少年本部「人とつながる Off-Line Camp 実施運営マニュアル」、秋田県教育委員会「「うまホキャンプ」マニュアル」、神奈川県立青少年センター「チェンジライフキャンプ 企画・運営マニュアル」、大分県教育委員会「マインドクエストキャンプ(ネット依存対策)実施運営マニュアル」)、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1418083.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1418083.htm)、2022年6月26日閲覧.

- 9) 野外教育による子供・若者育成支援の実践や効果に関する主な研究：奥山冽ら（1999）「キャンプ経験が不登校生徒に与える心理的影響」、堀出知里ら（2004）「2週間のキャンプに参加した不登校中学生の友達関係の展開過程」、堀出知里ら（2004）「2週間のキャンプに参加した不登校中学生の友だち関係の展開過程に関する事例研究」、小田梓ら（2009）「不登校児は長期冒険キャンプ後どのように社会へ適応していくのか」、大友あかねら（2017）「長期キャンプにおける心理的課題を抱える児童生徒の社会適応に関する研究」、竹内靖子ら（2018）「根互成長の場としての発達障害児キャンプ」、坂本昭裕ら（2022）「長期キャンプセラピーにおける発達障害児の自己概念と自我発達に及ぼす影響」等。
- 10) 江橋慎四郎編著（1987）「野外教育の理論と実際」、p22-24.
- 11) 文部科学省「教育進化のための改革ビジョン」（2022年2月25日）
- 12) 土方圭・張本文昭（2022）「体験概念の整理に基づく野外教育の再定義」、野外教育研究、日本野外教育学会、（投稿中）。
- 13) 幼児の野外教育の効果を検証した主な研究：伊原久美子ら（2013）「幼児・低学年児童における継続型組織キャンプの効果に関する研究」、福富優ら（2020）「幼児キャンプの効果に関する研究－幼児用自然体験活動効果測定尺度の作成とその試用－」等。
- 14) 野外教育による小学生の自然理解や自己肯定感等の教育効果を検証した主な研究：伊原久美子ら（2002）「キャンプにおける自己効力感の情報源に関する研究」、松村郁ら（2004）「キャンプ体験が参加児童の自然認識と感性に及ぼす影響」、伊原久美子ら（2004）「冒険教育プログラムが小中学生の一般性セルフエフィカシーに及ぼす影響」、遠藤知里ら（2010）「対象者の特性によるキャンプの効果の表れ方の違い－自然体験効果と感性の観点からの考察－」、岡田成広ら（2019）「キャンプ中の自然へのアタッチメントを感じる体験が小中学生の自然に対する態度に及ぼす効果」等。
- 15) 野外教育による中学生の人間性の成長を検証した主な研究：伊原久美子ら（2004）「冒険教育プログラムが小中学生の一般性セルフエフィカシーに及ぼす影響」（再掲）、堀出知里ら（2004）「2週間のキャンプに参加した不登校中学生の友達関係の展開過程」（再掲）、中川ももら（2006）「組織キャンプのストレス場面におけるソーシャル・サポートが小中学生の対処行動に及ぼす影響」、伊原久美子ら（2009）「冒険教育プログラムにおける中学生の自己効力感の変容要因の探索」、小田梓ら（2009）「不登校児は長期冒険キャンプ後どのように社会へ適応していくのか」（再掲）等。
- 16) 国立青少年教育振興機構（2021）「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）報告書」、pp15-16.
- 17) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課、国立教育政策研究所（2017）「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査 報告書」、pp27-30.
- 18) 文部科学省（2020）「平成30年度社会教育統計(社会教育調査報告書)」。
- 19) 文部科学省（2017）「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編」、pp124-126.
- 20) 文部科学省、国立教育政策研究所（2018）「平成30年度全国学力・学習状況調査 報告書【質問紙調査】」。
- 21) 国立青少年教育振興機構（2019）「小中学校の集団宿泊活動に関する全国調査」。

- 22) 文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示)」、p22.
- 23) 全国都道府県教育長協議会第 2 部会 (2020) 「青少年の体験活動の推進について～都道府県立青少年教育施設における体験活動の充実に向けて～」.
- 24) 公益財団法人チャンス・フォー・チルドレン「自治体政策への広がり」、<https://cfc.or.jp/activity/local-government/>、2022 年 6 月 26 日閲覧.
- 25) 国立青少年教育振興機構 (2022) 「青少年教育関係施設基礎調査 (令和 2 年度調査)」、p55.
- 26) インクルーシブ野外教育研究所「インクルーシブ野外活動指導員 (IOI) 養成講座」、<https://www.ioe.or.jp/ioi>、2022 年 6 月 26 日閲覧.
- 27) 自然体験活動研究会編 (2011) 「野外教育入門シリーズ第 1 巻 野外教育の理論と実践」、pp44-53.
- 28) 飯田稔 (1997) 「生きる力を育む冒険教育」、女子体育、日本女子体育連盟、39 (8)、pp8-11.
- 29) 文部省 (1991) 「環境教育指導資料 (中学校・高等学校編)」.

日本野外教育学会  
政策提言策定タスクチーム

青木康太郎（國學院大學）  
太田 正義（常葉大学）  
遠藤 知里（常葉大学）  
高瀬 宏樹（国立曽爾青少年自然の家）  
築山 泰典（福岡大学）  
徳田 真彦（大阪体育大学）  
野口 和行（慶応義塾大学）  
濱谷 弘志（北海道教育大学）  
張本 文昭（沖縄県立芸術大学）  
土方 圭（明治大学）  
室井 修一（国立妙高青少年自然の家）

（五十音順）

---

政策提言  
野外教育を通じて子供の育ちを支える  
～すべての子供が豊かな自然体験を享受できる社会を目指して～

令和4年7月1日

編集・発行

日本野外教育学会

（事務局）

〒305-0587 茨城県つくば市天王台 1-1-1  
筑波大学 体育系 野外運動研究室内  
E-mail office@joes.gr.jp

---